

第八期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について

1 これまでの経過

第七期計画において地域密着型介護老人福祉施設及び看護小規模多機能型居宅介護の整備に向け取り組んできたが、介護人材確保や建設地の取得困難が要因となり結果として未整備となった。当初、令和3年度においても事業候補者を公募により選定する予定とし、令和2年度第3回帯広市地域密着型サービス運営委員会（令和3年2月17日開催）で説明し、了承を得たところである。

2 第八期計画における施設等の整備計画

第八期計画では、既存の高齢者向け住宅を活用し、介護職員の人員配置の効率化を踏まえた施設の用途変更による整備により、介護人材確保に影響を与えずに介護サービスの提供量の確保を図る。

整備時期		令和3年度	第八期合計
認知症対応型 共同生活介護	整備量	9床×2ユニット (用途変更)	1か所 18床
	圏域	市内全圏域	—

3 協議(1) 第八期における施設整備の提案について(案)

施設整備においては、従前からより質の高いサービスを安定的に提供する観点から、公募制を導入してきた経緯がある。しかし、先に行われた本委員会です承はしたものの、公募による方法で確実に応募を得られるのかという意見をいただいたことや、対象となる「既存の高齢者向け住宅」（下記表参照）からの用途変更による整備であるため、応募できる法人がある程度絞られてくることや、第八期計画策定時の意向調査結果から転換を検討している法人が限定的であることなどから、内部で再度協議した結果、広く一般から公募するのではなく、意向のある事業者から提案を受け付ける方法で整備をすることとした。具体的には、ホームページを活用した募集により、応募を受け付け、令和3年10月に開設に向けて円滑に整備をしたい。

対象とする高齢者向け住宅	
○居住系介護サービス 特定施設入居者生活介護	○高齢者住まい法による住宅 サービス付き高齢者向け住宅
○老人福祉法による老人福祉施設 有料老人ホーム	○その他高齢者向け住宅 高齢者下宿、シニアマンションなど